**令和６年度鳥取県若年層向け献血普及啓発業務委託に係るプロポーザル実施要領**

　この実施要領は、鳥取県若年層向け献血普及啓発業務の公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加しようとする者が提出する企画提案書等を審査し、受注者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

**１　委託業務の概要**

（１）業務の名称

令和６年度鳥取県若年層向け献血普及啓発業務

（２）業務の目的

　　　鳥取県内における献血者数は減少傾向にあり、特に１０代から３０代までの若年層の献血離れが著しい状況となっている。将来安定的に十分な血液を確保するためには若年層の献血者数を増やしていくことが重要である。

本委託業務は、令和６年度から新たに開始する鳥取県若年層向け献血普及啓発事業の取り組みの一つとして、若年層への初回献血やその後の継続を促すイベントを展開し、若年層の献血への関心を高めつつ、初回献血に対するハードルの高さを取り除くことで、鳥取県における若年層の献血者数を増やすことを目的とする。

（３）業務の内容

　　　別添１「鳥取県若年層向け献血普及啓発業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（４）委託期間

契約締結日から令和７年３月１４日（金）まで

（５）予算額

金２，８１３，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

**２　参加資格要件**

 この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

　　（１）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

　　（２）令和３年鳥取県告示第４５７号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続き等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が次のア及びイに登録されている者であること。

　　　　　ア　イベント・広告・企画のイベント企画・運営

イ　イベント・広告・企画の広告・広報

なお、本件公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年１月30日付発出第36号）第５条第１項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和６年７月８日（月）正午までに、原則としてとっとり電子申請サービスにより１５の場所に提出すること。この際、本件公募型プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに１５の場所に必ず連絡すること。

　　（３）本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月１７日付出第１５７号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

　　（４）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

　　（５）本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による民事再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（６）法人格を有していること。

**３　提案の募集方法**

公募型プロポーザルにより募集することとし、本プロポーザルの実施要領を本件調達の公告日から同年７月３１日（水）までの間インターネットの鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/iryoushidou/）に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

（１）交付期間及び時間

本件調達の公告日から同年７月３１日（水）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する祝日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分まで

（２）交付場所　１４の場所

**４　参加表明書等の提出**

　　本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

（１）提出書類

　　　ア　参加表明書（様式第１号）

イ　事業者概要及び事業実績（様式第２号）

 　　 ウ　公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第４号）

（２）提出期限、提出場所及び方法

　　 ア　提出期限　令和６年７月１１日（木）午後５時１５分まで

　　 イ　提出場所　１４の場所

　　 ウ　提出部数　１部

　　 エ　提出方法　持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

持参、ファクシミリ又は電子メールによる提出の場合は、提出期限までの（日曜日、土曜日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分までに限り受け付ける。郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によりアの提出期限までに必着のこととする。持参による場合を除き、１４の場所に事前に電話連絡すること。

※本プロポーザルへの参加は、（１）に掲げる有効な提出書類をアの提出期限までに提出した者に限る。

**５　質問の受付について**

実施要領の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

（１）受付期間

 本件の公告日から令和６年７月１１日（木）午後５時１５分まで

（２）受付方法

 　　 実施要領の内容等に関する質問がある場合は、質問内容を明確に記載し、１４の場所に電子メール（様式自由）にて提出すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

 ※ 電子メールを送信する際は、件名に「鳥取県若年層向け献血普及啓発業務」と記載すること。

（３）質問とその質問に対する回答は、令和６年７月１８日（木）までに、全参加表明者に電子メールで送信するとともに、インターネットの鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/iryoushidou/）に掲載する。

**６　企画提案書の作成、提出等**

　　企画提案書は次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

（１）企画提案に必要な書類

　　ア　企画提案書

イ　仕様書に基づく各業務等の具体的実施案（企画の趣旨やコンセプト、具体的な実施内容）

ウ　実施体制、実施スケジュール

具体的なタイムスケジュール、出演者案、進行、会場レイアウト、スタッフの配置数等を盛り込むこと。

　　エ　見積（想定）価格を記載した書面

委託業務を実施するのに必要な経費の見積（想定）価格を記載し、提出すること。なお、様式は任意とするが、積算内訳を明記すること。

（２）企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

　　ア　提出期限　　令和６年７月３１日（水）午後５時１５分まで

　　イ　提出場所　　１４の場所

　　ウ　提出書類の形式　用紙サイズはＡ４判（必要に応じてＡ３判の折り込みも可とする）用紙とし、様式及び枚数は任意とする。

　　エ　提出部数　　正本１部、副本６部　計７部

　　オ　提出方法　　持参又は郵送すること（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）。持参による提出の場合は、提出期限までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する祝日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分までに限り受け付ける。郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によりアの提出期限までに必着のこととし、併せて１４の場所に事前に電話連絡すること。

　　　　　　　　　　※企画提案書の提出は、４（１）に掲げる有効な提出書類を４（２）アの提出期限までに提出した者に限る。

（３）その他留意事項

　　ア　業務実施体制、実施責任者、事業所概要等について追加説明資料を求められた場合は、速やかに提出すること。

イ　提出書類について、この実施要領に示された条件に適合しない場合は、企画提案書を無効とすることがある。

ウ　企画提案書については、後日、紛争が生じた場合の証拠書類とするため、原則として返却しない。

エ　企画提案書については、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第２号）第２条第２項に規定する公文書として開示請求の対象となることがある。

オ　企画提案書については、提出者に無断でプロポーザル以外の用途に使用しないこと。

**７　企画提案のプレゼンテーション実施**

（１）日時　　令和６年８月（予定）

（２）場所　　鳥取県庁内会議室（予定）

（３）プレゼンテーション持ち時間　２０分以内（厳守）

※プレゼンテーション終了後に、審査委員からの質問時間を１０分程度設ける。

（４）その他

　　　正式な開催日時、集合時間及び会議室等は、別途参加表明者に通知する。

　　　情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合には、別途参加表明者に通知する。

**８　審査会の設置**

（１）審査会の名称

 　　 鳥取県若年層向け献血普及啓発業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）

（２）構成人数

 　　 審査委員の数は５名とし、県職員以外の有識者を含むものとする。

**９　評価方法**

企画提案書等の評価は、審査会において、別添２「令和６年度鳥取県若年層向け献血普及啓発業務委託に係るプロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、次の評価 方法により行う。

（１）あらかじめ提出された企画提案書等、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答を受けて、各審査委員が審査要領に定められた評価基準に基づき審査項目を個別に評価採点する。各審査員の評価点（１００点満点）を集計し、その合計点数により順位付けする。最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。審査の結果、同点の場合は、順位点の方法（各審査委員の評価採点により付けられた順位をそのまま得点とし、その点数の合計の値の少ないほうから提案者の順位をつける方法）により、最も高い順位の者を最優秀提案者として選定する。順位点も同点の場合は、経費の金額が最も低い提案者を採用することとする。

（２）審査結果は、文書で提案者全員に通知し、その概要を鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課のホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/iryoushidou/）で公表するものとする。

なお、通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

また、公表の内容のうち審査結果については、最優秀提案者及び全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者のみ記載するものとする。

（３）審査の経緯は公表しない。

（４）審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

（５）企画提案書の提出が期限に遅れた場合、又は審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。

**１０　契約の締結**

（１）９により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、９により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

（２）契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県（以下「県」という。）が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の１０分の１に相当する金額を県に支払わなければならない。

　　ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

　　イ　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

　　（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

　　（イ）暴力団員を雇用すること。

　　（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

　　（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

　　（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

　　（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交流をすること。

　　（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

**１１　契約保証金**

受注者は、契約保証金として契約金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和３９年鳥取県規則第１１号。以下「会計規則」という。）第１１３条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第１１２条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

**１２　スケジュール（予定）**

令和６年７月　１日（月）　　募集開始

　　　令和６年７月１１日（木）　　参加表明書の提出期限、質問の受付期限

　　　令和６年７月３１日（水）　　企画提案書の提出期限

　　　令和６年８月　　　　　　　　（別途通知）審査会、審査結果通知→契約締結

**１３　その他**

（１）次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

ア　２の参加資格のない者から企画提案書が提出された場合。

イ　虚偽の記載がなされた企画提案書が提出された場合。

ウ　４（１）の参加表明書等の提出が提出期限までにない者から企画提案書が提出された場合及び提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。

エ　審査の公平性を害する行為があった場合。

（２）参加費用等

本プロポーザルへの参加に係る経費は参加者の負担とする。

（３）企画提案書の取扱い

　　ア　提出期限後、企画提案書の加筆修正は認めない。

イ　企画提案書は返却しない。

（４）参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに連絡するとともに文書で通知すること。

（５）提出された書類は、原則として業務実施予定者の選定以外の目的には使用しないが、本業務及び本プロポーザルに係る参加者から提出された書類等の情報について、鳥取県情報公開条例（平成１２年鳥取県条例第２号）の規定に基づく開示請求があった場合には、原則開示するものとする。

（６）著作権の取扱い

　　ア　選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、仕様書のとおりとする。

　　イ　選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

　　ウ　県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

（７）本プロポーザルは、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する能力等を評価し、当該業務の受注者を選定するために実施するものである。したがって、契約後の業務においては、必ずしも９により選定された者の提出した企画提案書の内容どおりに業務を実施するものではない。

（８）９により選定された者は、業務委託契約に当たり、契約書を作成するものとする。

また、９により選定された者は、本プロポーザルの最適者として選定したものであるが、契約手続の完了までは、発注者との契約関係を生じるものではない。

**１４　各種書類の提出先及び問い合わせ先**

　　　〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２２０番地

　　　鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課　保険医療指導担当　中田

　　　電話　０８５７－２６－７１８９／ファクシミリ　０８５７－２６－８１６８

　　　電子メール　iryou-hoken@pref.tottori.lg.jp

**１５　競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先**

〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２２０番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話　０８５７－２６－７４３１